

業務案内

「くらしのサポートステーション ～生活自立支援窓口～」とは？

経済的な困りごとと合わせて、生活上でさまざまな不安や課題を抱えた方の相談窓口です。支援員が一緒に課題を整理し、利用できる制度のご案内や解決に向けた支援を関係機関と連携しながら行います。

ひとりで抱え込まず、
まずはご相談ください。

- 失業後なかなか仕事がみつからず家賃が払えない
- 生活が苦しく、子どもに学習環境を整えることができない
- 家族がひきこもりがちで将来が不安
- 借金の返済が多く、今の収入だけでは生活が苦しい
- 子どもの将来のためにお金をためておきたいが、余裕がない
- 計画的にお金を使うことができず、生活に困ることがある



窓口案内

●開設日時：月～金曜日(祝日・年末年始除く)
午前8時30分～午後5時

●電話：03-3391-1751
●FAX：03-3391-1752
●メール：kurashi@sugisyakyo.com

生活の相談につきましては、状況をできるだけ正確に把握させていただくため、お電話か面談をお願いしております。窓口に来られない場合には、訪問することができます。基本的なお問い合わせには、メールでもお答えできます。
*事前にご予約いただきますと、お待たせすることはありません。

〒167-0032 杉並区天沼3-19-16
ウェルファーム杉並1階



生活の不安… ひとりで悩まず、 ご相談ください！



安定した暮らしに向けて、
一緒に解決策を見つけて
いきましょう。

相談無料・秘密厳守

くらしのサポート ステーション

生活自立支援窓口

電話 03-3391-1751
kurashi@sugisyakyo.com

くらしのサポートステーション

生活自立支援窓口

この窓口は生活困窮者自立支援法に基づいて、杉並区が設置し、杉並区社会福祉協議会が運営を受託している相談窓口です。

自立相談支援事業

課題や困りごとの解決方法と一緒に考えます。

生活の困りごとや不安を、まずはご相談ください。どのような支援が必要かと一緒に考え、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

家計改善支援事業

家計の見直しを行います。

家計の状況と問題を明らかにし、自ら管理できるよう、相談支援を進めていきます。必要に応じて関係機関へつなぎ、早期の生活再生を目指します。

住居確保給付金

家賃を補助し、就職活動をサポートします。

離職等により住居を失った、または失うおそれの高い方に、一定期間家賃相当額を支給し、就労に向けた支援を行います。

※住居確保給付金を受けるには要件があります。

相談支援の流れ

相談無料・秘密厳守



相談から支援までの流れ

1 まずは相談窓口へ

専門の支援員が応対します。
何らかの理由でお越しいただけない場合はご自宅にも訪問します。

2 生活の状況を

生活の困りごとや不安なことをお話しください。
生活状況と課題を整理することが「自立」に向けた第一歩になります。

3 あなただけの支援プランを

支援員はあなたの意思を尊重しながら、自立に向けた目標や支援内容を考え、あなただけの支援プランを一緒に作ります。

専門の支援員が相談者に寄り添いながら、必要に応じ、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

4 支援の開始

作成した支援プランは、支援調整会議にて決定・確認をし、その支援プランに基づいて各種サービスの利用や専門機関等との連絡調整等自立に向けた支援を進めていきます。

5 定期的な支援内容の振り返り

定期的な振り返りをし、必要な場合は、あなたと一緒に支援プランを見直します。

6 安定した生活へ

相談した困りごとが解決すると支援は終了ですが、その後も安定した生活が送れるよう、フォローアップを行います。

主な連携機関・制度等

仕事のこと

お金のこと

子どものこと

心と身体のこと

住まいのこと

杉並区就労支援センター、ハローワーク
法テラス、東京都生活再生相談窓口
就学援助制度、就学支援金、教育支援資金
受験生チャレンジ、子どもの学習支援
居場所、子ども食堂、保健センター
医療機関、TOKYOチャレンジネット

●生活困窮者自立支援法とは

平成27年4月、社会経済の構造的な変化に対応し、これまで十分でなかった生活保護受給者以外の生活困窮者への支援（第2のセーフティネット）を強化するために、法が施行されました。経済的課題のみならず、社会的孤立や生きづらさも含め、包括的な支援を行う社会保障制度です。